

事務事業名	建築確認申請受付事業				担当	建設部 建設課 建築係		
政策名	D	自然と潤いがある安全快適なまちづくり			増補版施策名			
施策名	6	安全で快適な住まい・まちづくり			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和29年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	建築基準法・栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例							
予算科目	1. 一般会計	8. 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費				
事業概要	建築基準法等に基づく確認・許可・承認等の申請經由事務であり、建築確認申請等調書（都市計画区域、用途地域、建ぺい率等について調査）を作成し、特定行政庁である真岡土木事務所に進達する。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 30年度実績 建築確認申請等を受付し、建築確認申請等調書を作成のうえ、真岡土木事務所建築主事へ進達  31年度計画 前年度同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
	ア：建築確認申請等受付件数	件	151	162	135	147	150	
	イ：その他受付件数（用途変更、位置指定等）	件	16	13	12	16	15	
	ウ エ オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 建築確認申請等の申請者	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
	ア：建築確認申請等受付件数	件	167	175	147	163	160	
	イ ウ エ オ							
	③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 用途地域、開発行為の状況等を建築確認申請等調書により正確に建築主事（真岡土木事務所）に伝達する。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
ア：建築確認申請等件数（指定検査機関分を含む）		件	581	639	602	599	600	
イ ウ エ オ								
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 適切な建築指導を行うことにより安全快適なまちづくりに貢献する。		⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
	ア：自然災害からの安全性が良いと回答した人の割合	%	77.4	77.2	82.6	80.0	78.6	
	イ：火災焼焼からの安全性が良いと回答した人の割合	%	72.4	70.7	72.8	72.7	71.7	
	ウ エ オ							
(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	0
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	0	0	0	0	0
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	90	90	75	80	80
		人件費計(B)	千円	377	374	311	334	334
トータルコスト(A)+(B)		千円	377	374	311	334	334	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	栃木県から依頼を受けた建築確認申請等の受付窓口事務として、本市の建築行政の一環として始められた。平成12年に地方自治法の改正により、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、栃木県からの委託事務として現在に至っている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	民間の指定確認検査機関による建築確認検査制度が導入されたこと等により、建築確認申請は分散化された。平成23年度から狭あい道路整備指導事業が始まり、確認申請書受付時に該当者に指導を行っている。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	特に意見や要望は受けていない